

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別

措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 北朝鮮特定貨物のうち国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号等により北朝鮮への輸出の禁止が決定された物資に係るものに、牛の肉等を追加する。（別表六の項関係）

- 二 その他所要の規定を整理する。